

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 25 年 6 月 3 日現在

機関番号：34315

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2010～2012

課題番号：22530042

研究課題名（和文） 国際的年金課税の研究

研究課題名（英文） Study on Taxation of Cross-border Pensions

研究代表者

宮本 十至子（MIYAMOTO TOSHIKO）

立命館大学・経済学部・教授

研究者番号：30351315

研究成果の概要（和文）：

本研究は、所得税と相続税の両面から、個人の国境を越えた移動と年金課税の在り方を検討したものである。所得税からは、社会保障と税の一体改革の議論にも触れつつ、我が国の給付時課税の不徹底さ、年金課税方式の違いが国際的二重課税を引き起こす一因であることを指摘した。相続税からは、国際相続において二重課税が生ずる要因（人の所在、財産の所在、課税方式の違い）を明らかにし、二重課税救済の道筋と課題を指摘した。今後、人の移動と課税管轄の喪失への対処が重要な検討課題であることが明らかになった。

研究成果の概要（英文）：

This research project analyzes cross-border transfers of individuals and taxation of pensions in the field of income tax and inheritance tax. In the income tax approach, two conclusions can be drawn. First of all, from the perspective of comprehensive reform of social security and tax systems, in Japan pension benefits are not fully taxed at the time pensioners receive their benefits. Second, different tax systems for pensions can cause international double taxation. In the inheritance tax approach, personal nexus, *situs* of property, and difference of inheritance or estate tax systems cause international double taxation, therefore, more boarder adjustment measures of double taxation in this area should be adopted.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2010年度	900,000	270,000	1,170,000
2011年度	300,000	90,000	390,000
2012年度	400,000	120,000	520,000
年度			
年度			
総計	1,600,000	480,000	2,080,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・公法学

キーワード：国際税法・EU税法・年金・社会保障・国際相続・出国税・所得税・相続税

1. 研究開始当初の背景

(1) グローバル化により、個人の国境を越えた移動が増加しつつある。とりわけ、年金制度や税制は各国で異なり、個人の移動と私的年金課税から引き起こされる二重課税や課税の空白については、OECD、EU、IFA 総会でも議論されてきた。研究代表者は、当該二重課税問題に対する OECD、米国の議論、さらに、二重課税を引き起こす EU 加盟国の国内税法と EU 法との抵触可能性と欧州委員会の動向を論じてきた。

(2) 企業年金の受給者段階の二重課税等の調整について、国内の研究はほとんど蓄積がなく、あまり進展していない。さらに、国内法による解決は自国の課税管轄を侵食する可能性があることから相互的な解決法が望まれるが、二国間租税条約の改訂に相手国が応じず、租税条約を破棄する事態にまで発展するなど、課税管轄防衛と二重課税救済の相克関係が顕著に現れた事件が生じている。

一方、年金受給権については、フローの面からは課税時期のズレの問題があり、ストックの面からは、年金受給権への課税方法の違いから、国際相続の場合の二重課税も問題となる。

(3) EU においては、汎欧州年金ファンドの実施に伴い、各国はその対応が必要であるが、年金ファンド運用益の重複課税の調整措置については、いくつかの租税条約でも規定が導入されており、我が国でもこの論点の重要性が認識されつつある。

2. 研究の目的

(1) 本研究は、これまでの研究成果をベースに、EU、米国、OECD の最新の動向を分析しながら、年金課税に焦点をあてつつ、「人の移動」と課税管轄の配分、二重課税、課税の空白の調整措置のあり方を所得税と相続税の両面から検討する。なお、公的年金も含めた年金課税のタイミング、年金受給権の相続課税についても研究対象とする。

(2) 第一に、国際的な人の移動によって生じる年金の二重課税、課税空白の調整をどのようにはかるかについて分析する。さらに、人の移動によって、自国の課税管轄を喪失してしまうという現実問題に対して、EU 加盟国の議論を参考に、どのように取り組めばよいかについても明らかにする。

(3) 第二に、年金受給権の確定が、公的年金、企業年金、個人年金で異なることから、フロー面からその課税時期の問題、ストック面から財産権としての年金受給権の課税の

問題を明らかにする。なお、2010IFA 報告の国際相続の基礎研究から、さらに後者の研究課題を発展させる。

(4) 上記課題は、わが国が直面しているグローバル化と少子高齢化の両面にかかわる問題であり、外国人労働者の受入の増大によってもその重要性は高まる。グローバル社会において、国家、企業、納税者の三者の視点から年金への所得、相続課税による国家間の課税権配分について、比較法的手法を用いて、わが国にとって望ましい方策を探る。

3. 研究の方法

(1) 本研究は、所得税と相続税の両面から、年金課税に焦点を絞りつつ、「人の移動」と課税管轄の配分、二重課税の調整措置の在り方を検討するものである。

(2) 研究手法としては、比較法的アプローチを用い、各国の年金に対する国内所得税法の相違から生ずる二重課税の要因を探り、国内税法及び二国間租税条約による二重課税調整措置を明らかにする。さらに、OECD、IFA 総会、EU の取組みを分析し、相続税の課税管轄の齟齬に対する調整措置の在り方について検討を行う。とりわけ、相続税の分野における国内税法と EU 法との抵触可能性についても、欧州司法裁判所判決の動向を探る。

(3) 以上の分析から、所得税と相続税の両面から、個人の国境を越えた移動と年金課税のあり方を明らかにし、具体的な提言につなげていく。

4. 研究成果

(1) 本研究は、所得税と相続税の両面から、個人の国境を越えた移動と年金課税のあり方を分析したものである。

所得税からのアプローチとして、まずは、年金課税の基礎的研究に着手した。我が国の年金課税の問題点を明らかにするために、年金の課税方式についての先行研究を整理した。我が国と同じく少子高齢化に直面しているドイツとの比較法的分析から、ドイツが2001年以降の年金改革において、年金の課税方式を拠出時課税から完全に給付時課税に移行させた要因を探り、公的年金等に対して、我が国では給付時課税が不徹底であることを指摘した（「年金と課税方式について—公的年金等の課税を中心に—」税大ジャーナル15号）。当該研究成果を踏まえ、グローバル化と少子高齢化に直面している我が国の年金課税の在り方を探るために、個人の国境を越えた移動と年金課税の課題について、OECD、EUの議論を整理し、我が国の年金課

税の参考とした(第39回租税法学会研究総会報告、「年金と所得課税」租税法研究39号で公表)。

(2) 社会保障と税の一体改革の議論が進行していることに照らし、我が国の年金課税の方向性を探った。具体的には、社会保障法、租税法の専門家との座談会における意見交換を踏まえ(「税と社会保障の一体改革を語る」税研157号1-16頁)、同じく少子高齢化と年金の財源調達の問題が深刻であるドイツの議論との比較を行った。(第17回関大租税法研究会「社会保障・税の一体改革と年金課税」、第31回日本年金学会総会・研究発表会「少子高齢化社会における年金と課税—ドイツの経験を参考に—」、日本年金学会誌31号で公表)。

(3) 相続税からのアプローチとして、国際相続税の基礎的研究に取り組んだ。我が国の先行研究を整理したうえで、国際相続において二重課税が生ずる要因として、人の所在、財産の所在、課税方式の違いがあることを明らかにした(Death as a taxable event and its international ramifications IFA Cahiers de Droit Fiscal International, 95b)。各国は、人の所在の判定基準として、「居所」、「住所」、「国籍」等を採用する。人の所在基準、財産の所在基準が各国で異なる場合、同じ基準であっても解釈の齟齬により、二重課税が生ずるが、我が国の外国税額控除制度では十分に機能しない可能性がある。EUにおける加盟国の相続税法とEU法との抵触についての欧州裁判所判決の動向、EUでの取組みから、相続税の分野における国際的二重課税の救済の道筋と課題について検討を行い、相続税条約、あるいは代替措置として所得税条約での対応を探るべきと結論付けた(「国際相続と二重課税」立命館経済学59巻6号)。

年金受給権と年金の課税について、相続税と所得税の二重課税問題を検討した(第28回関大租税法研究会「生命保険年金二重課税事件(最高裁平成22年7月6日判決)とその課題」)。相続税の代替措置として所得税を課税する国があり、国際相続税の観点からは、生命保険金、年金受給権の財産の所在地基準と二重課税問題について、引き続き比較法分析が重要であることがわかった。

グローバル化の進展に伴い、国外財産が増加している。「税と社会保障の一体改革」の議論の動向を踏まえ、マイナンバー制度と相続税・贈与税の課題について、国際相続税の執行と国外財産調査制度にも触れつつ検討を行った(『マイナンバー制度』と相続税・

贈与税」税研170号)。

(4) 武富士事件で問題となった国境を跨ぐ贈与税の租税回避行為に対して、「住所」基準に加え、「国籍」基準も導入し、納税義務を拡張することでそれに対抗した。このように国境を越えた人の移動と課税管轄の喪失にどのように対抗していくかが課題である。その基礎的研究として、個人及び法人の両面から出国課税にアプローチし、各国の国内法規制とEU法との整合性に焦点をあて、欧州委員会の取組みや欧州司法裁判所の一連の動向から、個人分野だけでなく法人分野にもHughes de Lasteyrie Saillant判決(C-9/02)の法理が適用されることを明らかにした。

(第21回関大租税法研究会、「法人に対する出国税をめぐる諸問題—EUの動向を中心に—」村井正先生喜寿記念論文集刊行委員会編『租税の複合法的構成』)。今後の課題としては、年金のような課税繰延便益を享受した個人の国外への居住地移転に対するリキャプチャー規定とEU法との整合性について、同法理の射程の範囲を明らかにしていく必要がある。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計6件)

- ① 宮本十至子、「マイナンバー制度」と相続税・贈与税、税研、査読無、170号、2013印刷中
- ② 宮本十至子、少子高齢化社会における年金と課税—ドイツの経験を参考に—、日本年金学会誌、査読無、31号、2012、22-27
- ③ 宮本十至子、年金と所得課税、租税法研究、査読無、39号、2011、59-76
- ④ 宮本十至子、国際相続と二重課税、立命館経済学、査読無、59巻6号、2011、651-664
- ⑤ Toshiko Miyamoto、Death as a taxable event and its international ramifications、IFA Cahiers de Droit Fiscal International、査読無、95b、2010、489-504
- ⑥ 宮本十至子、年金と課税方式について—公的年金等の課税を中心に—、税大ジャーナル、査読無、15号、2010、17-29

[学会発表] (計9件)

- ① 宮本十至子、マイナンバー制度と相続税・贈与税、第36回関大租税法研究会、2013年6月30日、関西大学(大阪府)
- ② 宮本十至子、EUにおける国境を跨ぐ寄附金課税の動向(その1. 中間報告)、第33回関大租税法研究会、2013年2月21日、関西大学(大阪府)
- ③ 宮本十至子、生命保険年金二重課税事件(最高裁平成22年7月6日判決)とその課題、第28回関大租税法研究会、2012年8月23日、関西大学(大阪府)
- ④ 宮本十至子、法人に対する出国税をめぐる諸問題-EUの動向を中心に-、第21回関大租税法研究会、2012年1月28日、関西大学(大阪府)
- ⑤ 宮本十至子、少子高齢化社会における年金と課税-ドイツの経験を中心に-、第31回日本年金学会総会・研究発表会、2011年10月27日、全国情報サービス産業厚生年金基金(東京都)
- ⑥ 宮本十至子、社会保障・税の一体改革と年金課税、第17回関大租税法研究会、2011年10月1日、関西大学(大阪府)
- ⑦ 宮本十至子、国際相続と二重課税、第11回関西大学租税法研究会、2011年2月24日、関西大学(大阪府)
- ⑧ 宮本十至子、年金と所得課税、第39回租税法学会研究総会、2010年10月2日、東海大学(神奈川県)
- ⑨ 宮本十至子、年金を巡る一考察-公的年金等の課税を中心に-、第6回関西大学租税法研究会、2010年9月11日、関西大学(大阪府)

[図書] (計1件)

- ① 宮本十至子、「法人に対する出国税をめぐる諸問題-EUの動向を中心に-」、村井正先生喜寿刊行委員会編、『租税の複合法的構成』、20頁、2012

6. 研究組織

(1) 研究代表者

宮本 十至子 (MIYAMOTO TOSHIKO)

立命館大学・経済学部・教授

研究者番号：30351315